

パシフィコ・エナジー株式会社「(仮称)パシフィコ・エナジー和歌山西部洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年6月21日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)パシフィコ・エナジー和歌山西部洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、パシフィコ・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 和歌山県御坊市、日高町、美浜町の沖合
- ・原動力の種類： 風力(洋上)
- ・出力： 最大750,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成31年 3月26日
環境大臣意見受理	令和元年 6月14日
経済産業大臣意見	令和元年 6月21日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

パシフィコ・エナジー株式会社「(仮称)パシフィコ・エナジー和歌山西部洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、風力発電設備等の配置等について実現可能な事業計画を検討し、改変を想定していない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

イ. 対象事業実施区域の設定に当たっては、環境影響評価の適切な実施等により環境保全と両立した風力発電事業の円滑な導入の観点から、「風力発電に係るゾーニング実証事業」を実施している和歌山県との情報共有、意見交換等を積極的に実施し、当該実証事業の成果と十分に整合を図ること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 最新の知見の反映

基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在並びに工事中及び供用中の水中音の発生による海生生物等への影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、本事業の実施の検討に当たって、最新の知見及び先行事例の知見の収集に努めること。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備が設置される場合には、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺は、ハチクマ等の猛禽類及びナベヅル、マナヅルの主要な渡り経路になっている可能性があるほか、ナベヅル等の集団渡来地となっている県指定の美浜鳥獣保護区及びウミネコ等の集団繁殖地となっている県指定の日高鳥獣保護区等が存在していることから、本事業の実施により風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 海生生物に対する影響

想定区域の一部は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年4月環境省)に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、工事中における水の濁り等により、海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

(4) 景観に対する影響

想定区域及びその周辺は、優れたリアス式海岸地形景観(海食崖、砂浜)等を特徴とする煙樹海岸県立自然公園、石灰石が露出した特異な岩礁を有した優れた地形地質(白崎石灰岩)景観等を特徴とする白崎海岸県立自然公園に指定されており、これらの公園内には「煙樹ヶ浜」や「白崎海洋公園」等の眺望点が存在していることから、本事業の実施により、

これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たり、県立自然公園の管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。